

スーパー定期「〈にっしん〉あかし子どもおうえん定期預金」規定



1. 預入れ

- (1) この定期預金への預入れは個人のお客さまに限ります。
- (2) この定期預金の取扱店舗は明石市内の 10 店舗（住所地が明石市の店舗）とします。
本店営業部、明石駅前支店、人丸支店、大久保支店、二見支店、
江井ヶ島支店、西明石支店、市場支店、林崎支店、魚住支店
- (3) この定期預金の新規預入金額は一契約 1 万円以上とします。
- (4) この定期預金は預入期間 1 年の単利型自動継続扱いのみとします。
- (5) この定期預金の預入形態は、通帳式（総合口座の取扱いも可）に限ります。

2. 適用利率

- (1) この定期預金の初回適用利率（税引前）は「年 0.245%」とします。
- (2) この定期預金の自動継続後の適用利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期 1 年ものの利率とします。
- (3) この定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。以下同じです。）の前日までに解約する場合、次の中途解約利率を適用します。
ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用します。
なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。

〈中途解約利率〉

預入期間 6 ヶ月未満 …………… 「解約日における普通預金利率」

預入期間 6 ヶ月以上 1 年未満…………… 「約定利率×50%（小数点第 4 位以下は切捨て。）」

3. 利 息

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた第 2 条第 3 項の中途解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この定期預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

4. 一部解約の取扱

この定期預金の一部解約はできません。

5. 寄付金の取扱

2024 年 9 月 30 日時点の預入総額、又は、募集総額 50 億円に達した場合や金利情勢等により取扱いを終了した日の属する当月末日時点の預入総額の残高の 0.01%相当額を、当金庫が明石市の「明石市こども基金」に寄付します。

この寄付について、お客さまのご負担は一切ございません。

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱いします。

以 上